

平成27年度第一回練馬区総合教育会議議事録

開会年月日：平成27年4月10日（金）

場 所：練馬区役所西庁舎9階「9-1会議室」

出席者：練馬区長 前川 燿男

教育委員会 委員長 内藤 幸子

同 委 員 安藏 誠市

同 委 員 外松 和子

同 委 員 長島 良介

同 教育長 河口 浩

議 題：1 会議構成員等紹介

2 議題

(1) 練馬区総合教育会議の運営について

(2) 練馬区教育大綱の策定について

3 その他

開 会：午後1時30分

閉 会：午後2時45分

説明のため出席した者の職および氏名

総務部長	横野 茂
教育振興部長	中村 哲明
こども家庭部長	堀 和夫
地域文化部長	木村 勝巳
総務部総務課長	臼井 弘
教育振興部教育総務課長	岩田 高幸
こども家庭部子育て支援課長	小暮 文夫
同 こども施策企画課長	柳橋 祥人
同 練馬子ども家庭支援センター所長	吉岡 直子
地域文化部スポーツ振興課長	大塚 英男

1 会議構成員等紹介

【前川区長】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成27年度第一回総合教育会議を開催いたします。

私は練馬区長の前川耀男でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、本日は傍聴の方がお見えであります。後ほど総合教育会議傍聴要綱をお諮りいたしますが、総合教育会議の設置を定めた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、会議を公開することとなっておりますので、傍聴要綱の審議の前ですが、入場いただいておりますことをご報告させていただきます。

それでは、会議に入ります。総合教育会議は、本日が初めての会議であります。総合教育会議については、多くの区民の皆さんが関心を持ち、また期待もされていると思います。私は教育の充実が区政における極めて重要な課題であると考えております。先月策定いたしました、「みどりの風吹くまちビジョン」におきましても、重要課題の1つとさせていただきました。

練馬区の児童、生徒一人ひとりに応じたきめ細かい指導や支援により、夢や目標を持ち、困難を乗り越える力を備えた子どもを育てること、これが必要であると考えております。私はこの総合教育会議を教育の中立性、継続性、安定性を確保しながら、同時に今、練馬区において教育や子育て施策に求められているものは何かを常に意識し、新しい教育行政、新しい子育て施策のあり方を積極的に提起、協議する場としたいと考えております。

会議を始めるに当たりまして、最初に簡単な自己紹介と、総合教育会議に対する皆さんの考えをお話しいただければと思います。お手元に資料1、練馬区総合教育会議構成員等名簿を配付しておりますので、併せてご覧ください。

それでは、初めに内藤委員長からお願いいたします。よろしくお願ひします。

【内藤委員長】

委員長の内藤幸子です。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は今年で練馬区在住、在勤ともに39年となりました。そのうち練馬区立小学校の教諭、教頭、校長として28年、生活指導相談員として5年、教育委員として6年目となり、39年間ずっと練馬の教育にかかわらせていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

総合教育会議に対する考えと申しますと、私は本来、教育委員会とは練馬の子どもをどんな人に育てたいのか、そのためにはどんな教育をすべきなのか、そして、どんな教育施策や子育て支援を講じる必要があるのかということを総合的、全体的な立場から協議する場であると、かねてより思っております。

ただいま区長のお考えを伺って、今回、その場が区政全体の責任を有する区長主催の総合教育会議という形で制度化されたことがわかり、大変よかったと思っております。特に教育環境の整備など、予算を要する施策について、予算編成権をお持ちの区長と積極的な協議ができるとよいと思っています。以上でございます。

【前川区長】

では、続きまして、安藏委員、お願いいたします。

【安藏委員】

安藏です。私は平成25年12月に委員に選任されまして、現在に至っております。仕事は幼児教育にかかわっておりますけれども、過去には小中PTA会長、そして現在、学校応援団にもかかわっております。

総合教育会議創設により、教育行政がより迅速な体制がとれるよい改革だと思っております。法律では総合教育会議は協議、調整の場とされておりますけれども、この協議と調整の意味を確認できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【前川区長】

ありがとうございます。では、続きまして、外松委員、お願いします。

【外松委員】

外松です。私は平成18年3月末から2期委員を務めさせていただきました。その後、昨年6月20日に新たに委員としての任命を受け、今日に至っております。前職は、埼玉県所沢市で小学校の教員をしておりました。私自身は小中学校ともに練馬区の学校を卒業しております。

総合教育会議についてですが、先般、大津で起きました痛ましい事件への対応が教育委員会制度のあり方を見直すことにつながっており、そして、今回の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に至ったと認識しております。この改正は、今までの責任体制の曖昧さを排除し、責任体制が明確になったこと、それから、迅速な危機管理体制が構築されたこと、そして、区長と教育委員会の連携が強化されたことなど、戦後、日本で制度化された教育委員会のあり方が大きく変わる、大変意味のある改革ではないかと認識しております。

一方で、教育委員会が引き続き教育行政の執行機関であること、そして、新教育長に対する一定のチェック機能が規定されていることを考えますと、教育委員会の中立性を確保することも非常に重要なことだと思っております。

【前川区長】

ありがとうございました。それでは、続きまして、長島委員、よろしくお願ひします。

【長島委員】

長島です。昨年の6月から教育委員を務めさせていただいております。私は平成18年から3年間、大泉第二小学校でPTA会長をやらせていただき、平成20年に小学校PTA連合協議会の会長を務めさせていただいております。現在も「おやじの会」や、学校応援団を通じて地域の行事等に参加させていただいております。

総合教育会議についてですが、私が教育委員になって一番感じているのは、学校の改修、改築、ICT整備などが、各学校によって差があることを非常に痛感しています。こういった予算に関連することについて、積極的な協議が進められていくとよいと感じております。以上です。

【前川区長】

ありがとうございました。最後に、河口教育長、お願いします。

【河口教育長】

教育長の河口です。この6月で丸4年になります。これまでも区長とは教育行政、あるいは、子育て施策問わず、緊密な意見交換をしながら進めてまいりましたけれども、今回、総合教育会議が設置をされ、さらに区長との連携が強化されることを期待しています。また、教育委員会としての意見もこの場で率直にお話をさせていただければと思っています。

事務局にお尋ねします。総合教育会議は区長が招集し、主催をすることになっていますが、これは教育委員会から招集を区長にお願いすることもあり得ると考えてよろしいですか。

【臼井総務課長】

総務課長です。教育委員会からも、その権限に属する事項につきまして、具体的事項をお示しいただいて、区長に対して総合教育会議の招集を求めることができることになっております。

【河口教育長】

以上です。

【前川区長】

ありがとうございました。それでは、皆さんのご意見も踏まえながら、この会議が練馬区の今後の教育について協議する有意義な場となるようにしたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、ここで事務局ならびに説明のために出席をしている職員に自己紹介をさせます。

【横野総務部長】

事務局を務めさせていただきます、総務部長の横野です。

【中村教育振興部長】

教育委員会事務局教育振興部長の中村です。

【堀こども家庭部長】

教育委員会事務局こども家庭部長の堀です。

【木村地域文化部長】

地域文化部長の木村です。

【臼井総務課長】

事務局を務めさせていただきます、総務部総務課長の臼井です。

【岩田教育総務課長】

教育委員会事務局教育振興部教育総務課長の岩田です。

【小暮子育て支援課長】

教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課長の小暮です。

【柳橋こども施策企画課長】

教育委員会事務局こども家庭部こども施策企画課長の柳橋です。

【吉岡練馬子ども家庭支援センター所長】

教育委員会事務局こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長の吉岡です。

【大塚スポーツ振興課長】

地域文化部スポーツ振興課長の大塚です。

【山城教育総務課庶務係長】

教育振興部教育総務課庶務係長の山城です。

【望月教育総務課庶務係】

教育振興部教育総務課庶務係の望月です。

【安孫子総務課総務係長】

事務局の総務部総務課総務係長の安孫子です。

【小沼総務課総務係次席】

事務局の総務部総務課総務係の小沼です。

2 議 題

(1) 練馬区総合教育会議の運営について

【前川区長】

それでは、議事に入ります。お手元の次第に沿って進めさせていただきます。初めに、2の議題のうち(1)総合教育会議の運営についてであります。法律では、総合教育会議の運営に関して必要な事項は総合教育会議自身が定めると規定されております。そこで、運営にかかわる要綱案を事務局に作成させましたので、説明させていただき、その後ご意見をいただきたいと思っております。事務局、資料2、練馬区総合教育会議の設置および運営に関する要綱(案)、および資料3、練馬区総合教育会議傍聴要綱(案)を併せて説明してください。

【臼井総務課長】

総務課長です。それでは、初めに資料2をご覧くださいと思います。練馬区総合教育会議の設置、運営に関する要綱(案)でございます。

まず、第1条といたしまして、目的でございます。この要綱につきましても、3行目になりますが、当会議の設置および運営に関し必要な事項を定め、区長と教育委員会が十分な意思疎通を行い、練馬区における教育の課題およびあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的といたします。

第2条、構成員でございますが、会議は区長と教育委員会をもって構成いたします。

第3条、会議でございます。会議は区長が招集いたします。先ほどご質問にもございましたが、第2項におきまして、教育委員会からも、区長に対し、協議す

べき具体的事項を示して会議の招集を求めることができます。

第4条、議事日程につきましては、事前に構成員に日時、場所等について記した日程をお送りするという内容でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

第5条、所掌事項でございます。こちらにつきましては、法と同じ内容を規定させていただいております。

会議は、次に掲げる事項についての協議およびこれらに関する構成員の事務の調整を行うこととしまして、1つ目、大綱の策定について。2つ目、教育を行うための諸条件の整備、その他区の実情に応じた教育、学術および文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策。3つ目といたしまして、児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じた場合等の緊急の場合に講ずべき措置についてという内容になります。

第6条といたしまして、必要があると認めるときは関係者、または学識経験を有する者から意見を聞くことができる旨を定めさせていただきました。裏面をお願いいたします。

第7条、関係職員でございます。必要に応じて説明のため関係職員を出席させることができるものとしております。

第8条です。個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、あるいは、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときなどを除きまして、当会議は公開といたします。

第9条でございます。議事録の作成についてであります。会議の終了後、遅滞なく、会議の議事録を作成し、これを公表いたします。

第10条、議事録の内容については、お目通しいただければと思います。

第11条、この議事録につきましては、区長および委員長が署名しなければならないこととさせていただきました。

第12条です。当会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならないこと、これは法にも規定がされております。

第13条、事務局は総務部総務課でございます。

その他といたしまして、第14条ですが、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定めるものとさせていただきました。続きまして、資料3をご覧いただきたいと思っております。

第1条の趣旨でございます。当会議の傍聴に関しまして、必要な事項を定めるものとさせていただいております。

第2条、傍聴の手続になりますが、会議を傍聴しようとする者は、傍聴届出書を区長に届け出なければならないとさせていただきました。本日、既にそのよう

な形をとらせていただいております。

第2項でございますが、会議を開催する会場の制約によりまして、傍聴する者の数を制限することができるとさせていただきました。

また、第3項で、その場合には受け付けの先着順とすることができる旨、定めさせていただきます。

第4項以降はお目通しをいただければと思います。

第3条で、傍聴できない者として、6項目記載させていただきます。例えば、凶器その他、人に危害を加え、迷惑を及ぼすおそれがあるものを所持している方は傍聴できないというように記載をさせていただきますので、お目通しいただければと思います。裏面をお願いいたします。

第4条、傍聴人の守るべき事項といたしまして、傍聴人は、静粛を旨といたしまして、以下6号にわたりまして記載させていただきました。会議場における言論に対し、拍手等により公然と賛否を表明しない、私語を発し、騒ぎ立てるなど、会議を妨害しない等を定めさせていただいているものでございます。

第5条、撮影、録音等についてであります。会議場において録音、録画、写真撮影等をしようとするときは、あらかじめ区長の許可を受けなければならないとさせていただきます。

第6条でございます。区長は、傍聴人に対し、会議場の秩序を維持し、円滑な会議の運営を確保するため、必要な指示をすることができる旨、また第2項におきまして、区長および係員の指示に傍聴人は従わなければならない旨、定めさせていただきます。

第7条でございます。区長が会議を非公開とすることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき、傍聴人がこの要綱の規定に違反し、区長が退場を命じたときにつきましては、傍聴人は速やかに退場しなければならないという内容を定めさせていただきます。

この後ろに届出書様式、またその裏面に傍聴券の様式を添付させていただきます。お目通しいただければと思います。ご説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

【前川区長】

ただいまこの会議の運営に関する要綱、2件の説明をさせていただきました。ご質問、ご意見等がありましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【内藤委員長】

傍聴規定について質問させてください。現在、教育委員会でも傍聴規定があり、大体同じようなことが書かれているかと思いますが、傍聴規定と今回の規定と違

うところがありましたら教えていただきたいと思います。

【臼井総務課長】

委員長がおっしゃったように、基本的に教育委員会の規定と考え方は同じでございます。ただし、例えば、第3条の傍聴できない者の規定の中で、ビラやプラカード、のぼり、旗などを所持している方ですとか、鉢巻きとかヘルメット等を着用している方といった規定、あるいは、第4条の傍聴人の守るべき事項の中で、携帯電話やパソコン等の電源を切るとか、拡声器などの音を発するものは使用しないといったことについて、かなり教育委員会の規定よりは細かく規定させていただいております。

これにつきましては、区議会の委員会の傍聴規定ですとか、他の附属機関の傍聴規定等も参考にしながら、なるべく具体的に記載できるものについては明記させていただいております。基本的に内容、考え方については変わらないものであります。

【前川区長】

ほかにいかがですか。

【安藏委員】

ただいまの事務局の原案で私は結構だと思っております。

【前川区長】

ありがとうございます。原案どおりでよろしいでしょうか。

【出席者一同】

異議なし

【前川区長】

それでは、ただいまご説明いたしました要綱2件については、原案のとおり、事務局案のとおりとさせていただきます。

この後、事務局に要綱制定の手続を進めさせていただきます。

(2) 練馬区教育大綱の策定について

【前川区長】

次に、議題(2)に入ります。教育大綱の策定についてであります。

総合教育会議では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づきまして、大綱の策定に関すること、教育の条件整備など重点的に整備すべき施策、児童、生徒等の生命、身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置、この3点についての協議、調整を行うこととされております。

そこで、私は今年度、平成27年度につきましては、総合教育会議のまだ初年度でありますので、まずは大綱を年度内に策定したいと考えております。策定の過程で、練馬区における教育・子育て分野の将来を見据えた協議を行っていきたいと考えております。今年度の会議での案件を何にするかということにもなりますが、皆様のご意見、ご質問をお聞きしたいと思っております。どうかよろしくお願ひします。

【河口教育長】

今、区長から今年度の総合教育会議の内容について、まずは大綱を策定したいというお話をいただきました。私としても、様々な課題を掘り起こすといった意味でも、また、区長が言われたように、大綱の策定を通して、今後総合教育会議において協議しなければならない課題が洗い出されることを期待しております。

大綱というのは、今後の教育のある意味指針となるものであります。教育委員会では毎年、教育目標を策定していますが、今年度は策定しておりません。ですから、できるだけ早く大綱を策定していただいて、それを今後の練馬区の教育の目標とできればとも思っております。私としては、練馬の教育の方向性を早く示せるという意味でも、まず今年度、総合教育会議の場で大綱を策定していくことについては、よろしいのではないかと考えております。

【前川区長】

大綱の概要にこれから入るのですが、その前に大綱の策定に関連して、この会議で行うべきことの中には、いじめによる自殺などの重大事案が生じたときの対応が、先ほど申し上げたとおりあるわけでありまして。いじめによる自殺など、こういったことに対し現在、どういうふうに対応すべきと決められているのか、その辺について、最初に聞いておきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

【河口教育長】

教育長です。いじめの問題については、大事な問題でありまして、教育委員会としても、実は学識経験者も交えた、いじめ等対応支援チームを立ち上げております。このほか、練馬区教育委員会いじめ問題対策方針を策定するなど、精力的に取り組んでいるところです。

今、区長からお尋ねのいじめによる自殺など、重大事態が生じた場合の対応に

ついてですけれども、今、申し上げた練馬区教育委員会いじめ問題対策方針の中に規定があります。

まず、重大事態が発生したという学校からの報告に基づき、教育委員会としては直ちに指導主事を校長補佐として派遣し、同時に、当然区長に報告をする。あわせて、第三者による調査の実施、これを図るべく特別チームを設置します。その上で、事実関係の調査に着手をする段取りになっています。また、必要に応じて東京都のアドバイザースタッフ、あるいは、いじめ問題解決支援チームが東京都の教育庁にありますので、必要に応じてですけれども、その方々の派遣を東京都に依頼することもあり得ると思います。

いずれにしても、特別チームが事実確認をするために教育委員会のもとに、第三者による調査ということで、こういうチームを置くという規定になってございます。

課題といたしましては、今、申し上げた特別チームと総合教育会議との関係性、これを明確にしないといけないと思っております。例えば、特別チームを教育委員会のもとではなくて、総合教育会議のもとに置いて、随時報告をさせ、総合教育会議が講ずべき措置を決定するなど、一元的な処理が必要だと考えています。これについては、速やかに整理をしていきたいと考えています。

【前川区長】

ただいま教育長から2点にわたって説明をしてもらいました。大綱の問題、それから、いじめの問題であります。私は、この総合教育会議で、教育の内容について何をどう決めてやっていくかということがもちろん肝心でありますので、それを決めるのはまさに大綱であると考えております。

法的な位置づけについては、もう一度、後から説明させますが、そこで今年は、先ほど申し上げたとおり、大綱を年度内に策定したいと思っております。策定の過程で将来を見据えた教育施策、あるいは、子育て施策といったものを議論していきたいと考えております。

そしてまた、いじめによる自殺などの重大事案とか緊急事案が生じた場合には、直ちに議題として迅速かつ有効な対策について協議するといったことにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【出席者一同】

異議なし

【前川区長】

それでは、今、申し上げたとおり、今年度は大綱をまず年度内に策定すること

で進めさせていただきます。

次に、大綱の内容についてであります。これについて、概略はご承知と思いますが、すけれども、大綱とはどういうものかについて、改めて事務局から説明させます。

【臼井総務課長】

総務課長です。既にご案内かとは思いますが、改正「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によりまして、地方公共団体の長が地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされたところであります。

資料はございません。口頭で恐縮でございます。

長に大綱の策定を義務づけることによりまして、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育等の振興に関する施策の総合的な推進を図るといったことを目的としております。

また、大綱の策定に当たっては、あらかじめ総合教育会議で協議、調整することが必要とされております。そして、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、長、教育委員会の双方にこれを尊重する義務がかかります。また、大綱への記載事項についてであります。地方公共団体の判断に委ねられております。

先ほどお話ししたように、内容は、教育、学術、文化の振興に関することとされておりますが、これらのこと全てを網羅する必要はございません。ただし、教育に関する施策については、記載する必要がございます。これは昨年度行われました文部科学省における説明会の中でのお話でございました。

また、記載事項といたしまして、例えば、学校の耐震化ですとか統廃合といったことから、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼児教育、保育の充実に関して、あるいは予算や条例にかかわる事項についての目標、方針等が例示として示されているところでございます。簡単ではございますけれども、大綱の内容についてご説明を終わります。

【前川区長】

今、口頭で説明がございました。資料がなくて大変恐縮なのですが、大綱とは何か、いろいろと疑問もあると思います。この際、ご質問がありましたら、お願いしたいと思います。

【内藤委員長】

それでは、質問させていただきます。私自身、まだ十分大綱のイメージが定まっていないのですが、法では大綱について、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされ

ていると思います。これは、ある意味では教育の目標を定めることであり、施策の根本となる方針を定めるものと理解してよろしいのでしょうか、質問させていただきます。

【臼井総務課長】

総務課長です。ただいま委員長からお話がありましたとおり、大綱に定めることとされておりますのは、まさに教育の目標であり、施策の根本的な方針といったこととなります。各種の計画のようなイメージではなく、方針・方向性というレベルのものとしていただければと思います。以上です。

【前川区長】

ほかにありましたら。

【安藏委員】

あまり細かいことは書かないということになるのでしょうか。

【臼井総務課長】

総務課長です。目標や施策の方針を定めるということですので、よくあります、何々計画といった形で、具体的な詳細な取り組み項目そのものを策定することを求められているものではございません。ただし、逆に定めて悪いとなっているわけでもありません。

【前川区長】

かなり自由度が高いということですかね。ほかにいかがでしょうか。

【長島委員】

大綱が対象とする期間はどれぐらいを想定しているのでしょうか。

【臼井総務課長】

総務課長です。地方公共団体の長の任期が4年であること、また、大綱の策定に当たりまして参考とすべきとされております、国の教育振興基本計画がございしますが、そちらの期間が5年とされております。それらから大綱の期間は4、5年程度を想定しているものであります。

【前川区長】

この際、どうぞ。

【外松委員】

大綱の策定権限につきまして、先ほど自治体の長というご説明がございましたけれども、権限を自治体の長にした法の趣旨を改めて確認させてください。

【臼井総務課長】

総務課長です。一般的に教育行政につきましては、これまで地域住民の民意が十分に反映されていないのではないかといった指摘や、あるいは、教育行政においても、福祉や地域振興などの分野との密接な連携というものがますます必要になってきているといった課題がございます。

これらを背景に、民意を代表する立場であり、また、予算の編成・執行や条例提案などの権限を有しております長に大綱の策定を義務づけることで地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育等の総合的な推進を図る。また地方公共団体としての教育政策に関する方向性の明確化を図るといったことを目的に、長に策定の権限が与えられたという趣旨でございます。

【前川区長】

教育長はどうですか。

【河口教育長】

区長が大綱を策定するに当たっては、総合教育会議で十分協議を行うという位置づけになっております。大綱とは何ぞやということに関していえば、そういう位置づけになっていることを確認させていただければと思っております。以上です。

【前川区長】

ただいま概括的な性格というか中身について、議論いただいたのですが、私はこれまでも教育委員会では事務局を中心に、いろいろな計画をつくってやってきたわけですが。そういったものも既に現にある。そういう中で新たに大綱をつくってやっていくとなると、教育行政とか子育て施策の中で大綱がどういう位置づけになるのか、事務的な点で教えてもらえればと思います。

【河口教育長】

事務局を預かっている立場から、答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、大綱はやはり練馬区における教育や子育て施策の方向性を示すものだと考えています。これも先ほど申しましたけれども、毎年度、教育委員会では教育目標をつくっております。それから、24年度には、教育委員

会が練馬区教育振興基本計画を策定しています。

大綱は、教育目標なり、あるいは教育振興基本計画を包含するものだという位置づけとして考えております。したがって、大綱の策定をもって、教育目標の策定とし、練馬区教育振興基本計画は、ちょうど平成28年度に見直しの時期が来ますので、そのときに大綱との整合性を図って、改定をしてみたいと考えております。

【前川区長】

ありがとうございます。先程、事務局から説明がありましたように、大綱の記載事項は各自治体に委ねられております。その記載事項を、まさにこれから検討していくわけですが、現在、大綱に関連した諸計画がどうなっているか、実務的に少し見ていく必要があると思っております。

特に、私は区長になりましたから、先月ですが、教育や子育て分野を含んだ「みどりの風吹くまちビジョン」を策定させていただきました。これは今後の区政運営の基本を定めるものとしての方向、性格を持たせております。このビジョンとの関係をどうするかということは、当然ながら焦点になりますので、あらかじめ事務的に、その辺の大まかな見取り図をつくってありますので、それを職員に説明させたいと思います。では、お願いします。

【岩田教育総務課長】

教育総務課長です。お手元の資料4をお願いいたします。「大綱に関連する計画等について」として、一覧を作成いたしました。大綱の定義につきましては、先ほど総務課長から説明があったとおり、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関するものとなっております。

資料4の見方でございますけれども、左側に教育、子ども・子育てということで、緑の枠で囲ってございます。それから、右側に文化・芸術、生涯学習、スポーツの記載をしているところでございます。この意味は、練馬区では平成24年に大きな組織改正を行いまして、子ども・子育て関連施策につきましては、区長部局から教育委員会へ移行をさせました。さらに、通常、教育委員会で行っております文化・芸術、生涯学習、スポーツにつきましては、区長部局に移行いたしまして、統一的に行うという形をとったところです。

その中で、緑の枠にございます教育委員会の所管のものは、1つには教育ということで、このたびの「みどりの風吹くまちビジョン」における、計画4の中で、「子どもたち一人ひとりに質の高い教育を」という5年間の目標を定めてございます。1から6まで記載してございますけれども、学力の定着・向上、あるいは教員の育成といった5カ年の取組を示しております。さらに、それに基づく主要

な事業ということで、アクションプランとして10事業を示しております。

さらに、先ほど説明がございましたけれども、教育に関しては、これまで教育目標ということで、人権尊重の精神を基調とした学校・家庭・地域との連携の部分、それから子どもの最善の利益を図ることを基調とした取組といったことを教育目標と定め、さらにその下、1から5までございます「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神の育成」といった、5つの基本方針のもとで教育行政を進めるという形で取り組んでまいりました。

さらに、練馬区教育振興基本計画を平成24年度に策定いたしまして、おおむね10年間を計画期間と定め、5年ごとに見直しをすることとしてございます。

この計画では、大きく3つの視点に基づき施策を展開する形になってございます。「教育の質の向上」、「家庭や地域と連携した教育の実現」、それから、「教育環境の充実」といった、3つの視点のもと、「教育の質の向上」の中では、「学力の向上支援」、「道徳、人権教育の充実」といったような基本施策に取り組むという形で計画を定めてございます。

真ん中の子ども・子育て関連でございますけれども、ビジョンの中では計画1から3ということで、「家庭での子育てを応援」、「練馬こども園の創設」、「すべての小学生を対象に放課後児童の居場所づくり」といった3つの計画の目標のもと、それぞれ5か年の取組を定めているところでございます。また、これに加えまして、アクションプランでは8事業を定義させていただいてございます。

それから、分野別計画等といたしましては、平成22年度から26年度までは、練馬区次世代育成支援行動計画、これは法定計画でございますけれども、定めて取り組んできたところでございます。こちらにつきましては、このたび子ども・子育て新制度ができたことに伴い、練馬区子ども・子育て支援事業計画を新たにつくり直したところでございます。平成27年度から31年度までの5年間の計画で、「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整える」という基本目標のもとに、下に書いてございます1から3までの「子どもと家庭の支援の充実」、「子どもの教育・保育の充実」、「子どもの成長環境の充実」といった取組の視点のもと、それぞれ重点的な取組とその他の事業に取り組むことについて、計画を策定しているところでございます。

一方、右側の文化・芸術、生涯学習、スポーツの関連でございますけれども、こちらにつきましても、ビジョンの中での計画16におきまして、「風を感じながら巡るみどりのまち」という目標のもと、「まち歩き」「ポタリング」を通して、「練馬の魅力体験できる仕組みづくり」、あるいは「身近でスポーツを楽しめる環境の整備」といったことを取組とし、これに基づくアクションプランにつきましても、2事業を定めております。

文化・芸術、生涯学習につきましては、(仮称)練馬区の学びと文化の推進プラ

ンとして、平成27年6月を目途に、現在、計画を策定中です。従前の練馬区生涯学習推進計画と練馬区文化芸術振興計画を合わせた計画として、現在、検討を重ねているところでございます。一方、スポーツに関しましては、平成26年3月に練馬区スポーツ推進ビジョンを定めました。こちらにつきましては、おおむね10年間の計画目標で、数値目標をまず掲げ、その中でここに記載してある1から5までの、それぞれ5つの施策の体系のもとで、施策を展開するという形で取り組むこととしてございます。

現在、大綱に関連する計画等の一覧ということで、お示しをさせていただきました。よろしく願いいたします。

【前川区長】

今、資料4の説明をいたさせましたが、私は区長になりまして、この新しいビジョンをつくり、その戦略課題のトップに子どもの問題を取り上げたわけでありまして。そしてまた、練馬区のいいところとして、これは私がやったわけではないのですけれども、子どもについて教育と福祉行政と、それから子育てについては、1つの組織でまとめて所管しているわけです。大抵の区とか、あるいは都道府県ももちろんそうだし、国もそうですが、文部科学省と厚生労働省の二本立てで、この調整がものすごく大変ですね。この二本立て行政の、まさに典型として、幼保一元化というのは何十年やってきても全く前に進まない。そういう意味で言うと、練馬区の場合には、この両者を柔軟に対応する余地がある、大変いい組織だなと考えております。

そういう前提の上で、これから、この大綱についても進めていきたいと思っておりますが、今の説明を含めまして、各委員からご質問があればお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。何でも構いませんので、どうぞお聞きください。

【長島委員】

大綱の守備範囲がとても広いということはよく分かりました。これを全部含めて、年度内に策定するというのは結構厳しいのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

【前川区長】

そうですね。ちょっと関連して質問をいただいてからにしましょうか。ほかにございましたら。はい。

【外松委員】

今、資料4でご説明いただいた大綱に関する計画等を見ると、非常に多岐にわ

たっておりますので、大綱に関しましては、ある程度絞り込むことも必要なのかなと考えます。既に練馬区の場合は、文化・芸術、生涯学習、スポーツ等は区長が直接管轄する部署に仕事が移っております。教育委員会では、今まで教育部門と子ども・子育て部門を所管しておりますので、これらの部門に絞り込んでいくのは、いかがかなと思います。

【前川区長】

そうですね。資料4について、先ほど説明させていただきましたように、これを全部やったら、文化からスポーツを全部やることになってしまい、総合計画のようになってしまいますので、子どもの教育と子育てに絞ってやっていければと思います。ビジョンの戦略計画で言いますと、この表で見ていただいて、1、2、3、4と、これを中心に、そしてまた、アクションプランであるとか、教育振興基本計画とか、子ども・子育て支援事業計画の重要な項目について記載していく、そういう形で絞ったらどうかと思います。今、お二人からお話を伺ったのですが、ほかの皆さんはいかがでしょうか。

【内藤委員長】

今の区長のご発言を伺いまして、そのとおりで結構だと思います。ビジョンの戦略計画の1から4を中心にということでしたが、ビジョンは練馬区教育振興基本計画や練馬区子ども・子育て支援事業計画に基づいて立てられているとおっております。内容的には共通している部分がほとんどなので、それが中心になるということ結構かと思います。

それから、実際に私たち教育委員会が責任を持って執行している範囲も大綱に盛り込む範囲とするのお考えと理解いたしました。そのことにより、協議が深まると考えます。

【前川区長】

ありがとうございました。では、先ほどのお二人も同じ趣旨のお話でしたので、これでよろしければ、教育大綱ではビジョンの戦略計画の1から4を中心に、アクションプランと教育振興基本計画、それから子ども・子育て支援事業計画、これらのうち、重要な項目を選んで記載し、議論していくこととしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、大きな内容はこれでよろしいのですが、次回の総合教育会議の開催のときに、今後の大綱の審議をどういう日程でやっていくかという案と、教育大綱の骨子のイメージを提出させていただいて、そこから具体的な協議に入りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【内藤委員長】

区長のご提案どおりで結構だと思います。次回から、いよいよ総合教育会議が実質的にスタートとなります。教育委員会委員といたしましても、しっかりと、十分勉強して臨みたいと思っております。

【前川区長】

ありがとうございます。それでは、今日はそのための準備になったのですが、次回の開催のときに今後の審議日程の案と教育大綱の骨子のイメージを提出させていただきたいと思っております。

それでは、今日の次第の議題1と2が終わりまして、あとはその他、何か皆様からございますでしょうか。

【河口教育長】

特にございません。

【前川区長】

よろしいですか。それでは、これで議事は終わります。

(3) その他

【前川区長】

せっかくの機会でもありますから、皆さんの教育に関するご意見、思いを最後におっしゃっていただいて、閉めたいと思っております。それでは、大変恐縮ですが、また内藤委員長からお願いいたします。

【内藤委員長】

私なりに、長く練馬区の教育にかかわってまいりましたけれども、練馬区の教育環境につきましては、全体的には時々の課題によく応えて、改善、充実してきていると思っております。しかし、具体的なことになって恐縮ですが、ICT活用の授業の普及に関しては、残念ながらかなり遅れているのではないかと思っております。

教育委員といたしまして、毎年20校近くの学校を訪問し、授業を拝見させていただいております。練馬区は授業研究もとても活発で、先生方は実によく工夫し、精いっぱいやっております。しかし、ICT機器を使えば、もっとわかりやすく、多様な学習活動が効率的かつ効果的にできると思う場面がたくさんありました。練馬区では、ICTの機器が各教室に常設されていないので、ほとんどの学校で

I C T機器が教科指導にあまり活用されていないのが現状です。

練馬区の子どもたちの学力の一層の向上を図るため、各教室のI C T機器の整備を、もっと積極的に進めるべきではないかと考えます。以上です。

【前川区長】

ありがとうございました。せっかくなので、今の件について、事務局、何かコメントはありますか。

【河口教育長】

なかなかつらいところですね。I C Tの整備には、インフラ整備、つまりI C Tを使えるような環境にしないといけないというのが、前提にあり、それができたら、今度は、例えば端末機器やタブレット等を配備しなければならない。その次には、それらを使って有効な教育となるように、教員の研修もしないといけない。本来であれば、そういうのが全部一体となって、I C Tの教育環境の整備がなされるわけなのですが、練馬区は学校の数が99ということで、I C Tのインフラ整備をするだけでも、相当な予算、お金がかかってくるわけでありまして。

区長に決断していただいて、今年度もかなり予算をつけてもらいましたので、校内LANは大分進みます。校内LANができますと、I C Tの整備に一步でも二歩でも近づくと考えております。あわせて教員側も、I C Tを使った授業力の向上も含めてやってもらい、できるだけ早くI C Tの授業が、すべからく練馬区の学校で展開されるように、事務局としても努力してまいりたいと思っております。

予算にも絡みますので、まさに総合教育会議で、区長にお願いできたらと思っています。以上です。

【内藤委員長】

もう一言お話しさせていただいてよろしいですか。

【前川区長】

はい、どうぞ。

【内藤委員長】

I C T機器は、必ずしもインターネットを活用することだけではなく、実物投影機や拡大投影機など、インターネットが扱えなくても教室で先生が説明するとき大きく表示することによって、子どもたちの理解を図るという使い方もあります。I C T機器をそろえていく順番としましては、まずそういったものに慣れ

てから、インターネットを使い、子どもたち一人一人がタブレットを持って、いろいろとやっていくという段階があるようです。ですから、LANの敷設と並行して、先ほど申し上げたような機器を早々と導入して、先生方にそういったものに慣れてもらうことがとても大事だと、いろいろ調査をし参観して行く中で、強く感じるところでございます。区長が同席のこの会議でぜひ申し上げたいということで、今日は発言させていただきました。

続いて、区長にお聞きしたいことがあります、よろしいでしょうか。

【前川区長】

どうぞ。

【内藤委員長】

今回の制度改革のもう一つの大きな柱に新教育長の任命があると思います。経過措置があって、現在の教育長の任期中は今ままでよいことは承知しておりますが、制度が変わった今、この件に関して、区長はどのようにお考えになられているのか、差し支えない範囲でお示しただけならと思います。

【前川区長】

ありがとうございます。まずICTにつきましては、先ほど河口教育長からもお話がありましたが、この総合教育会議自体でも、そういうことも当然検討の一部に入りますので、一緒に相談していきたいと思っております。

それから新教育長につきましては、このたびの制度改革の眼目の1つであります。教育行政の責任体制の明確化を図るために、教育委員長と教育長を一本化する新教育長を区長が任命することとなったわけであります。法の附則によりますと、現在の教育長の任期中は従前の体制のままとされております。練馬区の場合、現在の河口教育長の任期はまだ当分あるわけですが、私としましては、制度改革の趣旨も踏まえて、できるだけ早い機会、これは当然、議会同意も必要になってきますので、それも考えながらできるだけ早い機会に新しい体制に移行したいと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして安藏委員、お願いします。

【安藏委員】

今年度より子ども・子育て新制度が始まりました。幼稚園では施設型給付という概念が今までなかったため、その対応に大変混乱しております。特に公定価格は、新制度により幼児教育の充実に果たして寄与するものなのか、今、様子を見ている幼稚園がほとんどだと思います。また、国が推進している認定こども園、

待機児解消の一翼を担う長時間預かりも、担任制で保育をしている幼稚園の場合、保育時間外の職員の配置だとか、それにかかわる人材確保も非常に難しく、問題は山積しております。今回、練馬区で多様な区民のニーズに応えるための「練馬こども園」が独自に創設されました。この制度が、さらに幼児教育の充実になっていくことを願っております。以上です。

【前川区長】

ありがとうございました。外松委員。

【外松委員】

現場ではICT等、非常に機器に強い先生方もいらして、研究会でいろいろと研究なさっている先生方もおいでです。そういう先生方が機器を活用していく上で一番困っておられることは個人情報との関係性で、どう機械を使って、より効果的な授業を行っていくかというところで非常に悩んでおられます。事務局の皆様がその辺をどのようにすり合わせて、現場の授業に生かしていくことが可能なのか、そういう視点を見ていただきたいと希望いたします。

練馬区は非常に広くて、学校数も多いですから、長い時代の流れの中で、小規模校も出てきております。そういうところへの支援や、若手教員の育成、そして、小学校ですと、専科教員が1人など非常に少ないため、小学校の専科の方たちの支援、育成などや、課題のある児童、生徒への対応等につきましても、話し合っていくことができたらいいと思っております。

【前川区長】

ありがとうございました。

【長島委員】

私は、保護者の立場として、また学校応援団とかかかわっている身として、さらに、教育委員という形でかかわる中で、学校において、子どもたちにとって、施設や環境が大きく違うと感じました。現場の声も吸い上げつつ、決して自分の立場を守るためだけという意見ではなくて、子どもたちのためになるような意見を吸い上げて、できるだけ練馬の子どもたちが、同じような環境で成長できることが理想なのではないかなと感じております。

【前川区長】

では、河口教育長。

【河口教育長】

教育に対する思いということですが、練馬区の教育を考えたときに、子どもたちの学力は、練馬区の場合には結構高いレベルにあると思っています。やはり学力をしっかりと定着させ、向上させるということが教育の眼目だと思っていますので、そのところはしっかりとやっていきたい、これがまず大きくあります。

それから、先ほどから出ておりますけれども、ICTも含めたさまざまな教育環境の整備ということについては、ともすると、今まで耐震補強、地震対策のために多くの予算を使ってきたわけですが、それ以外にも、これからはしっかりと目を向けていかなければならないと思いますし、一方で、学校の適正配置もなかなか厄介な問題だと思いますが、しっかりと向き合っていかななくてはならないと思っています。

今日は第1回目の総合教育会議ということもあって、どちらかというと事務局への質問が多かったかなと思っていますけれども、今後は区長と教育委員会との協議・調整という本来のやりとりをしながら、大綱の策定に向けて進めていきたいと思っています。

今年は、私ども教育委員会は、教育委員会制度が変わるということの初年度でもあり、また、練馬区の新しいビジョンに掲げた項目を実現していくということの初年度でもあるわけですので、教育委員会としても息の抜けない年になるわけです。そういう意味では、総合教育会議だけでなく、日ごろから区長と十分意見交換をしながら、教育委員会としての事務を進めてまいりたいと考えています。

特に、今年は中学校の教科書採択の年です。これはせんだって教科書検定の話題が新聞紙上、その他マスコミから随分報道されました。非常に関心の高い問題だと思っています。そういう意味では、私たちもしっかりと、これらに対して取り組んでいかなければならないと、改めて思っているところであります。以上でございます。

【前川区長】

それでは、議題は尽きたのですが、今、教科書採択の問題のお話がありましたので、いい機会ですので、私から教育行政に関連して、私の基本的な歴史認識について申し述べておきたいと思っております。

私は、戦後すぐの生まれであります。70年近くになるのですが、戦後の日本史、世界史の変遷のただ中を生きてまいりました。若い頃を思い起こしますと、現在は人類史という規模で見て、世界の政治経済状況も歴史の見方も別世界のように変わったというのが私の実感であります。当時は正義とされていたものが、今は正義ではなくなったり、社会も歴史認識も大きく変化をいたしました。そういう

意味では、人類の歴史はおそらく、後から見ると、何千年という単位で見て大きな転機を迎えているのだらうと感じております。

そうした関係に基づいて、私の考えを率直にお話しておきます。基本的な考えは、私はシンプルでありまして、何よりも正確な事実認識を徹底する必要があるということであります。初めから結論が、いわばイデオロギーで決まっていて、そういう議論は長続きをしないと実感しております。特定の言葉を、例えば記号のように使って、それに賛成か反対かで、機械的に政治的立場にレッテルを張る、それでは歴史の審判に耐えられないだらうと思っております。一時はそういう議論が優勢に見えても、必ず衰退をする。その実例を幾つもこの目で見てまいりました。正確な事実認識に基づいて議論をすると、実はこれ自体大変難しいことでもありますけれども、少なくともその努力をしなければ、永い目で見て、普遍的な真理は掴めないと痛感をしております。それが、私の申し上げたい根本であります。

それに関連して、もう一つ、日本が世界史の中で見ても、特に近代史は独特の歴史体験を経てきたという認識であります。明治維新以降の日本史というのは、ある意味で真に切ないものであったなと考えております。そこをしっかりと押さえておきたいと思えます。そうでないと、普遍的な認識に到達できないと私は思っております。

3点ほど申し上げます。1点目は、日本は欧米列強の植民地化の圧力に抗して、単独で、しかも孤立したまま急速に近代化を成し遂げなければならなかったわけでありまして。私は若い時に仕事で英国へ行きまして、英国の教育行政を調べたことがあります。日本とは全く違います。英国と日本は対極にあると実感いたしました。米国もそうではありますが、英国はなぜそんなに違うかというところ、これらの国は常に世界史の先頭を切って、市民社会主導の内発的な近代化の道を歩んで来た。それができたわけでありまして。残念ながら、日本は国家主導で近代化せざるを得なかった。国家の持つ意味が歴史的に見ても、現在も全く違うと思えます。日本では、市民運動さえも国家、行政に対する要求という形をとっているわけでありまして。イギリスだったら、自分たちでやります。全く違います。それが第1点。

次に2点目。日本は、先の大戦で壊滅的な敗北を被った。しかも、今なお、その敗北を引き摺って、アメリカの圧倒的な影響のもとで生きているわけでありまして。英米は戦争の勝者でありました。今も世界のリーダーであります。そこが決定的に日本と違います。日本では、今なお国民の間で第二次大戦の評価自体が分かれていますのであります。

3点目。東アジアの地政学的な環境はヨーロッパと全く違います。ヨーロッパでは多数の同じような規模の国民国家が、いわば競い合って近代化をしてまいり

ました。それに対して日本は、大陸の巨大な国家と対峙をしながら、しかも独力で欧米に追い付かなければならなかったわけであります。不幸なことに、孤立して近代化せざるを得なかった。ここに今でも、国家間の利害対立が歴史認識と結びつく理由があると考えております。

以上、私の基本的な考えであります。これは謂わば私の個人的な信念であります。私は、この信念を曲げるつもりは毛頭ありませんが、同時に、多様な考え方があって、これもまた当然であろうと思っております。ただ、その場合、事実認識は正確にさせていただく必要があると、教育を政治的な主張の手段とするのは困ると考えております。

総合教育会議におきましては、教育の中立性、継続性、安定性を確保し、教育委員会の意見を尊重しながら、今、練馬区において求められている教育行政を積極的に展開していきたいと考えております。これが私の方針であり、考えであります。どうかご理解をお願いしたいと思っております。

それでは、これで議事は尽きましたので、次回は7月上旬ごろに開催したいと思っております。今後の大綱の審議日程案と教育大綱の骨子のイメージを提出させていただいて、具体的な協議をお願いしたいと思っております。日程の詳細については、今後、事務局に調整させますので、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、平成27年度第1回総合教育会議を終わります。お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。